

埼玉県立所沢北高等学校同窓会 役員規定

第1条(目的)

- この規定は、埼玉県立所沢北高等学校同窓会会則第六条に基づく役員について、選出、就任、退任、任期、任務その他役員に関する基本的な事項を定めたものである。
- ここに定める以外の事項は、会長の決定に従うものとする。

第2条(役員の定義)

役員とは、会則第6条に定める総会及び理事会にて選任された役員をいう。

第3条(適用範囲)

この規程は原則として、所沢北高等学校同窓会正会員に適用する。

第4条(役員の数)

役員の数及び選出については会則の定めるとおりとする。

第5条(役員の任期)

- 役員の任期は次の総会までとし、再任を妨げない。
- 何らかの理由により役員が不在となった場合には役員会で対応を決定する。
- 後任の任期は前任の残りの期間とする。

第6条(役員会)

役員会は会則第11条3項に基づくもので、会長が進行する。

第7条(役員会の構成)

会則の目的を効果的に達成するため、役員の数及び役職については弾力的に構成するものとし、次の役職を置く

- 会長
- 副会長
- 会計
- 幹事(若干名)

第8条(会長・副会長・会計・幹事の選出)

- 役員会の合意によって、理事会及び総会に提出する人事案は提案される。
- 特に人事案について意見をしたい正会員は、理事会及び総会前の役員会で十分な協議ができるような時期に会長及び副会長宛に申し出をしなければならない。

第9条(役員の退任)

役員の退任は任期満了、辞任、解任による。

第10条(任期満了)

役員はその任期が満了し、次の理事会及び総会にて再任されなかった場合はその資格を失う。

第11条(辞任)

役員が辞任する場合は、原則として2ヶ月前までに会長に届け出るものとする。

第12条(解任)

役員に欠格事由が生じた場合などの解任は、役員会の決議によってこれを行う。

第13条(心得)

役員は業務の執行にあたって、以下の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- ①コンプライアンスに関する高い意識を持ち、所管業務を遂行すること
- ②会則に従って所管業務を遂行すること
- ③本会の方針および会長の指示に基づいて業務を計画的に処理すること
- ④所轄部門の統一を図り、他部門との連絡を密にすること
- ⑤本会の機密を漏らし、または本会の不名誉・不利益となる行為をすること

第十四条(改訂)

本規約は理事会にて改訂することができる。

付 則

この規程は平成 24 年 6 月 3 日より施行します。

平成 28 年 6 月 5 日改訂

令和 3 年 6 月 5 日改訂

役員改選

1. 名誉会長	1名	学校長	
2. 会長	1名	安田 義広	(11期生)
3. 副会長	3名	伊藤 佑紀	(22期生)
		小野 浩輝	(28期生)
		筒井 貴大	(40期生)
4. 幹事	若干名	小野 優佳	(28期生)
		石井 綸子	(34期生)
		東 公美子	(36期生)
5. 会計	1名	石田 洋子	(14期生)
6. 監査	1名	佐藤 基樹	(5期生)